

# 兵庫県小野市基本計画

## 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

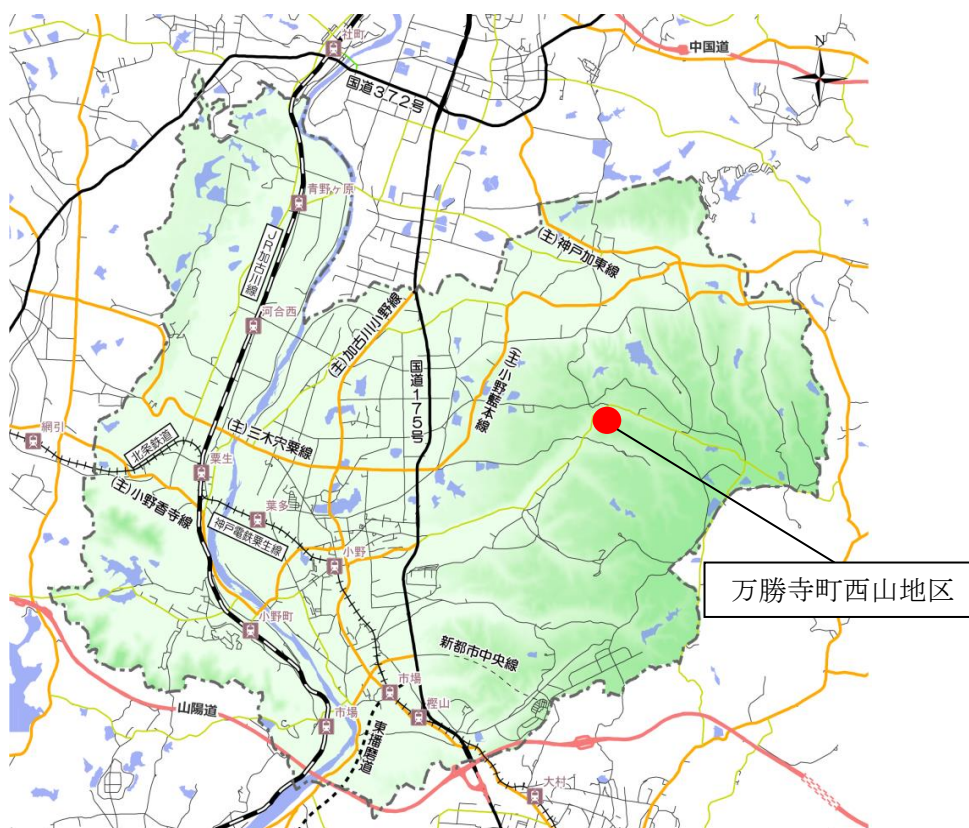
### (1) 促進区域

設定する区域は、平成29年12月1日現在における兵庫県小野市の行政区域とする。概ねの面積は9,384ヘクタール程度（小野市面積）である。

ただし、本促進区域には、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する自然公園地域（播磨中部丘陵県立自然公園）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区（小野市男池、小野市浄谷、日吉）
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



### (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

小野市は、兵庫県の南東部播磨平野中央部に位置し、市域の東部には子午線が通り、西部には、県下最大級の流域を持つ一級河川加古川が北から南へ流下している。市域西部の

河川の両側に沖積層からなる比較的広い平野を擁し、市域東部では丘陵及び緩やかな山岳地帯を形成している。

東・北は加東市、西は加西市、南は加古川市・三木市と隣接している。小野市の気候は、臨海部に比べると内陸性ではあるが瀬戸内海気候に属しており、平均気温は、16℃と温暖である。

年間降水量は平均1,200mmで、全国的にみても少ない値である。降水量の月別分布は温暖期に多く、寒冷期に少ないという、いわゆる表日本型を示している。

交通体系は、小野市を挟んで南に山陽自動車道、北に中国縦貫自動車道が横断し、ダブルアクセスが可能となっており、その2つの高速道路を結ぶ4車線化された国道175号が市の中央部を南北に縦断する交通の要衝であり、これらの道路を利用することにより、大阪方面から約1時間で小野市へのアクセスが可能となっている。

また、加古川市と小野市を結ぶ、地域高規格道路「東播磨南北道路（東播磨道）」が現在整備中である。この道路により東播磨地域への移動時間が短縮され、物的交流の促進が期待されている。

鉄道アクセスにおいては、市西部を走るJR加古川線、市南部を走る神戸電鉄粟生線が粟生駅を中心に鉄道網を形成し、東は神戸方面、西は加西方面、南は加古川方面、北は西脇・丹波方面へと放射状に伸びている。

次に、小野市の産業については、そろばん・木工工芸品・家庭刃物などの地場産業を中心に発展してきた歴史を有している。そろばんにおいては、昭和35年の最盛期には年間360万丁を製造してきたが、電子計算機器の普及により、年間約7万丁にまで減少しているものの、現在でも全国一の約70%を占めている。

また、家庭用刃物については、「小野の鋏」「小野の鎌」という名称で全国的に知られ広く親しまれてきた。現在は海外への販路を開拓し、その切れ味、デザインが好評を得ているが、これら地場産業は後継者不足の問題と合わせ、消費者ニーズの多様化や外国製品の進出によって厳しい状況下に置かれている。

一方、近年では、市内全出荷額の4割を占める「小野工業団地（94.6ヘクタール）」や「小野流通等業務団地（32.0ヘクタール）」に、物流業や製造業を中心とした企業が立地するなど、活発な産業活動が行われている。さらに、小野市と兵庫県との共同事業により、小野市市場地区において約40ヘクタールに及ぶ「ひょうご小野産業団地」が2019年度一部分譲開始に向けた整備を行っているところである。

小野市の総人口は、2015年の国勢調査（確報値）によると、48,580人となっている。近隣市において人口減少が顕著となる中、土地区画整理事業をはじめとする人口の受け皿づくりの推進と高校3年生までの医療費完全無料化や4・5歳児の保育料無料化など県内屈指の子育て支援を実施している。これらの施策推進により、2010年から2015年にかけての人口増加率は-2.22%であり、微減にとどめている。

また、観光資源についても、小野市は、ともに国宝である大仏様（だいぶつよう）建築の「浄土堂」と仏師快慶の大作「阿弥陀三尊立像」で有名な「国宝浄土寺」、さらには、播磨中部丘陵県立自然公園の中心に位置する「鴨池公園」、年間70万人が来場する「ひまわりの丘公園」など豊かな自然に恵まれた様々な観光スポットを有している。

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

小野市では、雇用者数の約4割、売上高の約6割、付加価値額の約6割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。これらを踏まえ、小野市では、地域に根ざした家庭刃物などの地場産業を活用したものづくりを支援すると同時に、市内製造出荷額の上位を占める金属製品、食料品等において成長性の高い新事業への参入を支援するなど、市内投資の強化を図り、生産性の向上、雇用の量・質の確保、将来産業の育成、労働環境の改善などを促進する。

また、物流関連産業においても、山陽自動車道、中国縦貫自動車道、国道175号を中心とした既存の交通インフラを最大限活用するため、主要地方道や地域高規格道路等を整備し、更なる物的交流を促進することにより、地域産業の活性化を図る。

### (2) 経済的効果の目標

1件あたりの平均48.37百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を8件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で580百万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

#### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	580百万円	—

#### 【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	8件	—

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

### (1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において、記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

### (2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が48.37百万円(兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平

成24年)))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で1%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

なお、本区域については、市街化調整区域及び遊休地は存在しない。

【重点促進区域1】

万勝寺町西山地区（万勝寺町字西山）

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は約21.2（うち農地20.3）ヘクタールであり、区域全体が都市計画区域外にある農用地区域となっている。

本区域は、市域の中東部に位置し、市内全出荷額の約4割を占める小野工業団地（約16分、7.8km）や小野流通等業務団地（約18分、9km）、さらには浄谷工業団地（約4分、約1.7km）や浄谷南産業用地（約7分、約3.6km）までのアクセスが容易である市域で唯一広大な用地面積を確保することができる土地である。

また、操業上の環境制約が少ないこと、さらには農業従事者の就業の場になることが期待されるなど、他の市域にはない潜在的な強みを持ち、地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、本区域は農用地区域であるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

(関連計画における記載等)

本区域は、都市計画区域外にあり、小野市都市計画マスタープランには、都市計画区域外について、「近年、工業系の土地利用が進んでいる」土地利用概況にあることから、「工業エリアにおいては、既存工場の生産機能の維持・充実のため、周辺環境を整備するとともに、豊かな自然環境との調和を図る」ことを整備方針に掲げている。

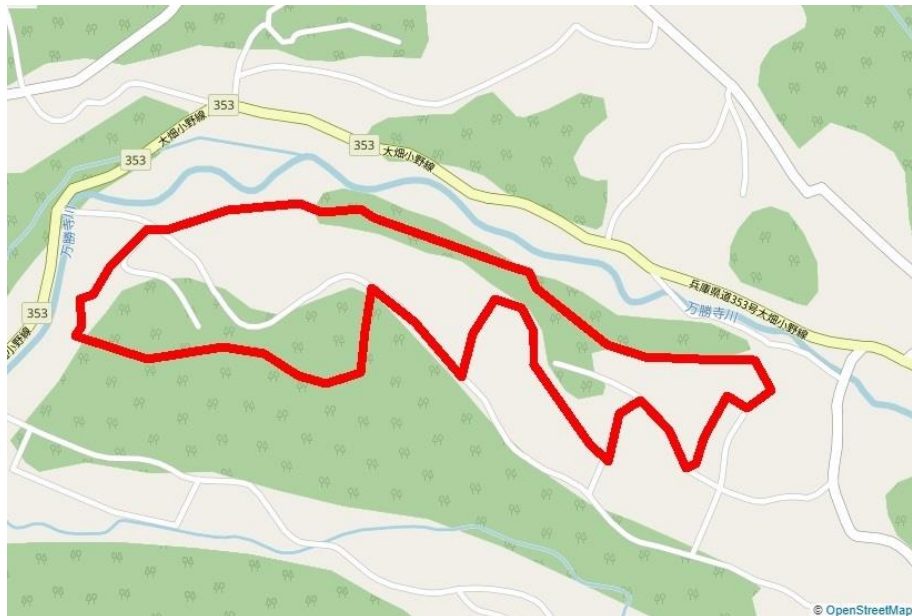
特に、本区域は、畜産が盛んな時には自給飼料の供給のための有効な土地利用がなさ

れていたものの、現在では外国産飼料のコスト低下により、効果的な土地利用が図れていない。

こうした背景もあり、本区域を旧企業立地促進法に基づく本市の基本計画における重点促進区域に位置付けており、小野農業振興地域整備計画書においても「企業立地促進法に係る「産業集積の形成・活性化に関する基本的な計画」に基づき、企業立地重点促進区域に指定する万勝寺町西山地区の採草放牧地については、農業従事者の就業の場を創設するため企業誘致を図る地域として、農業と工業等の調和のとれた土地利用に努める。」と記載されている。

このため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていくものとしている。

(地図)



## (2) 区域設定の理由

既成市街地については、小野工業団地、小野流通等業務団地、浄谷工業団地（6.1ヘクタール）については、いずれも完売で操業を行っており、空きはなく、浄谷南産業用地（4.16ヘクタール）についても、事業者との売買契約が完了し、工場等が立地される予定である。

また、市内の市街化区域内及び農業振興地域のうち農用地区域外の地域内は、住宅等が密集しており、事業規模に見合う用地を確保することは困難であり、市街化調整区域の産業拠点区域、流通拠点区域においても、既に企業が立地し、周辺は集落や点在する農業用倉庫、ほ場整備された農地のほか、大部分が山林で、拡張の余地はなく、事業規模に見合う広さの土地はない。

こうした中、兵庫県企業庁と共同で開発する「ひょうご小野産業団地」は2019年度に一部分譲開始に向けた整備を進めているが、参入予定企業が希望する立地時期に間に合わないことから、本区域を旧企業立地促進法に基づく本市の基本計画の重点促進区域に位置付けていることや、小野農業振興地域整備計画書においても、「農業従事者の就

業の場を創設するため企業誘致を図る地域として、農業と工業等の調和のとれた土地利用に努める。」と記載があるように、本区域が持つ操業上の環境制約が少ないことや交通ネットワークの優位性と広大な用地確保が市域内で唯一可能な区域であること、さらには農業従事者の雇用の場に繋がるなど市域全域に好循環をもたらすことが見込まれるため、重点区域に設定する必要がある。

なお、本区域は、農用地区域の縁辺部に位置し、農用地区域外の山林や宅地、県道、市道に囲まれた土地であるため、農用地区域を除外された後においても、農用地の集団性を阻害するものではなく、農用地区域の土地の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼす恐れもない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

設定する区域は、2017年12月1日現在における地番により、下記のとおり定める。

万勝寺町字西山1094番、1095番、1096番

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①小野市における金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②山陽自動車道、中国縦貫自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業分野

(2) 選定の理由

- ①小野市における金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本市において、金属製品製造業は、市内製造業の約26%を占める最も事業所数が多い業種であり、製造品等出荷額が29,588.4百万円と県内7位(本市の全製造業において約12%を占める)であるとともに、付加価値額が6,691.0百万円(県内6位)である。さらに、付加価値額、労働生産性、従業員数の特化係数(当該地域における金属製品製造業の付加価値額、労働生産性、従業員数の構成比÷全国における金属製品製造業の付加価値額、労働生産性、従業員数の構成比)は、それぞれ、9.17、1.40、5.25と、いずれも全国平均を上回っている。

例えば、モバイル機器の心臓部であるプリント基板の微小な穴開けドリル用の素材分野で世界シェアの7割を占めるメーカーの立地をはじめ、製品を効率的かつ迅速に供給することを可能にする研究開発分野を担う企業、さらには金属加工機械の総合メーカーとして「マザーマシン(機械をつくる機械)」を造るなど関連会社が集積している。

また、食料品製造業は、製造品等出荷額が44,681百万円で県内7位であるとともに、本市の全製造業において第2位の約18%を占める。さらに、本市の製造業における1事業所当たりの平均従業員数が37.59人に対し、食料品製造業では101.12人と平均値をはるかに上回っている。

特に、国内屈指のハム、ソーセージの製造ラインを備えた基幹工場と研究施設が併設された企業や包装などのプラスチック製造業をはじめとする関連する企業が立地しているため、域内の企業間連携により、自律的な経済発展を遂げることが期待できる。

本市においても、小野市総合戦略で示す市の将来像を達成するために、直面する課題を克服し、戦略を着実に実行するため、「小野市総合戦略アクションプラン」を策定し、工業の支援・振興を重要な位置づけとして捉え、地域産業の活性化と安定した仕事の創出を目指している。

以上のように、金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積が地域の特性であり、これらの集積を核として、新たな事業所の増加及び付加価値の高い製品づくりを実現し、成長ものづくり分野での稼ぐ力を強化する。

## ②山陽自動車道、中国縦貫自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業分野

本市は東播磨地域のほぼ中央に位置し、南は山陽自動車道、北は中国縦貫自動車道が横断している。その2つの高規格幹線道路を結ぶ4車線化された国道175号が市の中央部を南北に縦断する交通の要衝であり、大阪、神戸などの阪神間まで自動車では約1時間の距離にある。近年のモーターリゼーションの進展に伴い、自動車の交通量が増え、2015年度全国道路・街路交通情報調査においては、山陽自動車道と国道175号の結節点で30,137台/日、工業団地付近の三木小野インターチェンジでは41,849台/日の交通量がある。

これら恵まれた交通網は、近畿圏内へのアクセスを容易にし、市内全出荷額の4割を占める「小野工業団地」や「小野流通等業務団地」の今日に至る発展に大きく寄与している。

また、市では、小野工業団地から隣接する三木市への接続道路となる市道4331号の開通や国道175号から小野工業団地を結ぶ市道4328号（新都市中央線）の全線開通、さらには、兵庫県と共同で進める「ひょうご新産業団地」の基幹道路となる市道4460号（新都市南北線）の整備など、新たな道路ネットワークの形成にも着手している。

特に、平成33年度中の完成を目指し、現在進捗中の小野市と加古川市を結ぶ「東播磨南北道路（東播磨道）」の整備により、東播磨地域への移動（国道175号から国道2号まで）時間が12分短縮されるなど、さらなる物的交流の促進が期待できる。

加えて、今後は、既存の工業団地や新たに開発を進めている「ひょうご小野産業団地」から山陽自動車道までの所要時間を短縮できる「スマートインターチェンジ」を設置するなど、本市が持つ交通ネットワークのポテンシャルを強化し、さらなる利便性の向上を図ることで「西日本の物流拠点」としての基盤を構築していくものとする。以上のように、本市の特性である山陽自動車道や中国縦貫自動車道等の交通インフラを活用し、更なる物的交流を促進することにより、物流関連産業分野における稼ぐ力を強化するとともに、本市内のものづくり産業をはじめとする他の産業との取引拡大を図るなどの波及効果を生み出すことにより、地域産業のさらなる活性化を目指す。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

- ・固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例の制定に向け、平成31年度からの制度運用を目指す。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ・オープンデータの推進

進化するICTをさまざまな分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図るため、兵庫県及び小野市では、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報のオープンデータ化に関する取組を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

- ・相談窓口の対応

小野市地域振興部産業創造課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、各課内で協議の上、対応する。

併せて、兵庫県産業労働部内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①企業誘致活動の推進

兵庫県企業庁及びひょうご・神戸投資サポートセンターと連携し、立地情報の収集と企業訪問等による本市PR活動に努める。

②兵庫県企業庁等の立地インセンティブの活用による企業立地の促進

本市産業立地条例に伴う支援策の他、兵庫県企業庁等が独自で実施している企業誘致インセンティブについて、様々な機会を捉えてPRするとともに、最大限に活用した誘致活動を展開する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度	令和元年度～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
<b>【制度の整備】</b>				
固定資産税の減免措置の創設	検討	検討	運用	運用
<b>【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】</b>				



オープンデータの推進	二次利用可能データの抽出	二次利用可能データの抽出	データ提供環境の整備及び運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】				
相談窓口での対応	随時	随時	随時	随時
【その他】				
①企業誘致活動	随時	随時	随時	随時
②県企業庁等インセンティブ活用による立地促進活動	随時	随時	随時	随時

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置するひょうご産業活性化センター、県立工業技術センター、株式会社みなと銀行をはじめとする地域金融機関、小野商工会議所など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、小野市及び兵庫県では、これらの支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請けかけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や形成専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

#### ②兵庫県立工業技術センター

工業技術センターは県下唯一の工業系の公設試験研究機関であり、開放型の研究開発施設として技術交流館を整備し、先端機器導入等の機能強化を図るとともに、中小企業の技術の「かけこみ寺」として、技術相談・支援、新たな技術開発を支援する。

また、センターの機器の開放利用等により、企業の課題に対応した技術支援を行い、産学連携を推進する。

具体的には、金属積層3Dプリンタや砂型積層3Dプリンタ等を導入する3Dものづくりセンターの開設など開放型の研究開発施設として高機能化を図っている。

#### ③株式会社みなと銀行

地域の活性化を図るために市と締結した包括連携協定により、事業者の設備投資に関する情報交換を行い、事業者への必要な支援施策の情報提供等によるスムーズな事業化を推進する。

#### ④小野商工会議所

既存産業の高度化や経営革新に向けたセミナーの開催、経営革新・経営改善等に意欲のある中小企業に対して、経営専門家を派遣する等の事業に取り組んでいる。

また、金融個別相談や経営改善資金制度講習会を開催するとともに、金融対策事業にも取り組むなど、市内中小企業にとって身近な相談窓口として支援している。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との対話のもとに、まちづくりを推進する。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

### (2) 安全な住民生活の保全

#### ① 安全な市民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業の集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

#### ア 防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

#### イ 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

#### ウ 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

#### エ 警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

#### オ 地域住民等との連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

#### カ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

### ② 地域犯罪防止力の向上

本市では、地域における犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災メール等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

### (3) その他

#### ① P D C A体制の整備等

小野市地域経済牽引事業評価検討会（仮称）を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを年1回実施し、効果の検証と事業見直しについてホームページ等で公表する。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

（農地及び市街化調整区域の範囲）

重点促進区域の区域内においては、都市計画区域外であるため、市街化調整区域は存

在しないが、次のとおり農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

**【重点促進区域1：地図上の位置】**

(農地) 万勝寺町字西山1094番、1095番、1096番

(地区内における公共施設整備の状況)

本区域の周辺においては、区域に近接して一般県道大畑小野線(県道353号)が整備され、国道175号に接続しており、山陽自動車道の結節点である三木小野インターチェンジ(約15分、約8km)や、中国縦貫自動車道の滝野社インターチェンジ(約30分、約14km)へのアクセスが容易である。

区域内への進入路である市道6344号線の幅員は約4.0mであり、電気、水道等のインフラは未整備であるが、公共施設の整備については、地域経済牽引事業を実施する事業者がこれを行うものとする。

(地区内の遊休地等の状況)

重点促進区域の区域内においては、遊休地等は存在しない。

(他計画との調和等)

本市では、「小野市における金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野」「山陽自動車道、中国縦貫自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業分野」を地域経済牽引事業に位置付けている。一方で、市域内の小野工業団地、小野流通等業務団地、浄谷工業団地については、いずれも完売で操業を行っており、空きはなく、浄谷南産業用地についても、事業者との売買契約が完了し、工場等が立地される予定である。

また、市内の市街化区域内及び農業振興地域のうち農用地区域外の地域内は、住宅等が密集しており、事業規模に見合う用地を確保することは困難であり、市街化調整区域の産業拠点区域、流通拠点区域においても、既に企業が立地し、周辺は集落や点在する農業用倉庫、ほ場整備された農地のほか、大部分が山林で、拡張の余地はなく、事業規模に見合う広さの土地はないため、土地利用調整区域として設定する必要がある。

こうした中、農地として重点促進区域に設定された万勝寺町字西山1094番、1095番、及び1096番については、旧企業立地促進法に基づく本市の基本計画における重点促進区域に位置付けている。

また、小野農業振興地域整備計画書においても、「企業立地促進法に係る「産業集積の形成・活性化に関する基本的な計画」に基づき、企業立地重点促進区域に指定する万勝寺町西山地区の採草放牧地については、農業従事者の就業の場を創設するため企業誘致を図る地域として、農業と工業等の調和のとれた土地利用に努める。」と記載があるように、地域の土地利用の状況を踏まえ、農地と他の土地利用との整序化を進め、農地の有効利用を図っていく。

なお、当該区域は農用地区域の緑辺部に位置し、農用地区域外の山林や住宅、県道、市道に囲まれた土地であるため、農用地の集団性を阻害するものではなく、農用地区域

の土地の効率的かつ総合的な土地利用に支障を及ぼす恐れはない。

こうしたことから、当該区域において、地域の農産物等を活用した食料品製造業等の産業の集積を行うことなどは、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業の用に供されるものであり、これらの方針と調和したものである。

このため、地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図っていくものとする。

## (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記(1)において把握された工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市が土地利用調整区域を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

### ①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、万勝寺町は広く農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとする。

### ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

万勝寺町には集团的農地がある。やむを得ずこうした農地に土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないこと、小規模の開発がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることがないようにすることなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、万勝寺町において、今後、農業用排水施設の更新事業が実施される場合でも、当該事業の受益地において開発が行われることを避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。やむを得ず当該事業の受益地となる可能性のある土地を土地利用調整区域に含めることを検討する場合には、当該事業の担当部局と調整を行うこととする。

### ③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において金属製品製造業、食料品製造業等の産業及び山陽自動車道、中国縦貫自動車道等の交通インフラを活用した物流関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

### ④面的整備を実施した地域を含めないこと

万勝寺町においては、ほ場整備事業の実施は完了しているが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しな

い間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

万勝寺町においては、今後、農地中間管理機構関連事業の実施が予定されている。このため、当該事業の対象農地については、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこととし、また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。管理権の満了後も、上記①から③までの考え方にに基づきやむを得ない場合でなければ当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。加えて、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先することとする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、区域全体が都市計画区域外にある農用地区域となっており、市街化調整区域は存在しない。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）